○内閣府告示第二百五十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日内閣府告示第二百八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　浜松信用金庫

二　住所　静岡県浜松市中区元城町百十四番地の八

○内閣府告示第二百五十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日内閣府告示第二百八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年十月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　富士信用金庫

二　住所　静岡県富士市青島町二百十二番地

○法務省告示第四百二十号

川崎市多摩区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十五年十一月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

川崎市多摩区東生田二丁目四千六百四十番地

安藤　榮作

○厚生労働省告示第三百四十四号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号、平成十六年厚生労働省告示第三百号、平成十七年厚生労働省告示第二百五十九号及び平成二十三年厚生労働省告示第百四十七号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により、名称を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十五年十一月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

変更前の名称	変更後の名称	変更の日
社団法人青森県経営者協会	一般社団法人青森県経営者協会	平成二十五年四月一日
社団法人秋田県経営者協会	一般社団法人秋田県経営者協会	平成二十五年四月一日
社団法人埼玉県商工会議所連合会	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会	平成二十五年四月一日
社団法人千葉県経営者協会	一般社団法人千葉県経営者協会	平成二十五年四月一日
社団法人中央労働基準協会	一般社団法人中央労働基準協会	平成二十四年四月一日
社団法人神奈川県経営者協会	一般社団法人神奈川県経営者協会	平成二十五年四月一日
社団法人富山県経営者協会	一般社団法人富山県経営者協会	平成二十四年四月一日
社団法人長野県経営者協会	一般社団法人長野県経営者協会	平成二十五年四月一日
東大阪経営者協会	東部大阪経営者協会	平成二十五年七月一日
社団法人鳥取県経営者協会	一般社団法人鳥取県経営者協会	平成二十五年四月一日
社団法人島根県経営者協会	一般社団法人島根県経営者協会	平成二十五年四月一日
社団法人愛媛県法人会連合会	一般社団法人愛媛県法人会連合会	平成二十五年四月一日
社団法人宮崎県商工会議所連合会	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	平成二十五年四月一日
社団法人沖縄県経営者協会	一般社団法人沖縄県経営者協会	平成二十五年四月一日

○法務省告示第四百二十一号

次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。

平成二十五年十一月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

難民認定証明書の番号及び日付

名17－2　平成17．9．1．

○外務省告示第三百三十五号

平成二十五年十月三十日にマプトで、ナカラ港緊急改修計画のための贈与に関する平成二十四年十二月十日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十二億円」に改める。

2　署名者

日　本　側　橋本栄治在モザンビーク大使

モザンビーク側　マニュエラ・ジョアキン・レベロ運輸通信副大臣

平成二十五年十一月十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第三百四十五号

平成十八年厚生労働省告示第三百二十一号及び平成十九年厚生労働省告示第二百五十九号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

平成二十五年十一月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

名　称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
呉商工会議所	広島県呉市宝町一番十号	広島県呉市本通四丁目七番一号	平成二十四年七月九日
熊本県中小企業団体中央会	熊本市安政町三番十三号	熊本県熊本市中央区安政町三番十三号	平成二十四年四月一日

○農林水産省告示第二千七百五十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十五年七月二十九日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22605号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM007
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第22606号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM008
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第22607号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　TTM009
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地